白糠町移住支援金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、北海道人口ビジョン・北海道創生総合戦略及び白糠町創生総合戦略に基づき、白糠町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、北海道と共同して行うＵＩＪターン新規就業支援事業における移住支援金の交付に関し、北海道が定めるＵＩＪターン新規就業支援事業実施要領によるほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付金額）

第２条　移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とする。また、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき30万円を加算する。

（対象者要件）

第３条　交付対象者は、次の第１号の要件を満たし、かつ、第２号、第３号又は第４号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては第５号の要件を満たす申請者を対象とする。

⑴　移住等に関する要件は、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア　移住元に関する要件

　　次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア)　住民票を移す直前の10年間のうち、通算５年以上、東京23区内に在住　又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ進学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ)　住民票を移す直前に、連続して１年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す３か月前までを当該１年の起算点とすることができる。

イ　移住先に関する要件

　　次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

　　　(ア)　令和４年４月１日以降に白糠町に転入したこと。

　　　(イ)　移住支援金の申請時において、転入後３か月以上１年以内であること。

　　　(ウ)　白糠町に、移住支援金の申請日から５年以上、継続して居住する意思を有していること

　　ウ　その他の要件

　　　　次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア)　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこ　と。

(イ)　日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ)　町税を滞納していないこと。

(エ)　その他北海道又は町長が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

⑵　就業に関する要件は、次に掲げる場合のいずれかに該当すること。

ア　一般の場合

　　次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア)　勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ)　就業先について、北海道が移住支援金の対象としてマッチングサイトに　掲載している求人であること。

(ウ)　就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職　務を務めている法人等への就業でないこと。

(エ)　週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して３か月以上在職していること。

(オ)　上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ)　当該法人等に、移住支給金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ)　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ　専門人材の場合

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア)　勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ)　週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して３か月以上在職していること。

(ウ)　当該就業先において、移住支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ)　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ)　目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

⑶　起業に関する要件は、１年以内に北海道が実施する地域課題解決型起業支援事　業費補助金の交付決定を受けていること。

⑷　テレワークに関する要件は、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア　所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ　地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移　住者に資金提供されていないこと。

⑸　世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合に限る。）は、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア　申請者を含む２人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ　申請者を含む２人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、令和４年４月１日以降に白糠町に転入したこと。

エ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後３か月以上１年以内であること。

オ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

　（予備登録申請）

第４条　移住支援金の申請を予定している者は、第３条に規定する対象者要件を満たし、又は満たすことが見込まれることを確認し、移住支援金交付予備登録申請書（別記様式第１号）を移住支援金対象法人に就職する場合は、就職後１か月以内に、起業又はテレワーク移住をする場合は、転入後１か月以内に、町長に提出するものとする。

（交付の申請）

第５条　移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、白糠町へ転入後３か月以上経過し、かつ、移住支援金対象法人に連続して３か月以上在職した後、移住支援金交付申請書（別記様式第２号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出するものとする。

⑴　移住支援金の交付申請に関する誓約事項（別記様式第２号別紙１）

⑵　個人情報の取扱いについて（別記様式第２号別紙２）

⑶　就業証明書（別記様式第３号又は別記様式第４号）

⑷　本人確認書類

⑸　対象要件を満たすことを証する書類

（交付決定の通知）

第６条　町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、移住支援金交付決定通知書（別記様式第５号）により、当該申請者に通知するものとする。

２　前項に規定する審査の結果、移住支援金の交付を不適当と認めたとき、又は予算上の理由等により当該年度における交付が不可であるときも、当該申請者に通知するものとする。

　（移住支援金の請求）

第７条　前条の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、移住支援金交付請求書（別記様式第６号）を町長に提出するものとする。

（移住支援金の交付）

第８条　町長は、交付決定者に対して、請求書の提出があった日から３か月以内に移住支援金の交付を行うものとする。

（交付決定通知書の再交付）

第９条　交付決定者が、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付願（別記様式第７号）を町長に提出するものとする。

（再交付決定及び通知）

第１０条　町長は、再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、移住支援金交付決定通知書（再交付）（別記様式第８号）を当該交付決定者に交付するものとする。

（報告及び立入調査）

第１１条　町長は、支援金の交付及び当該事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、申請者及び交付決定者並びに移住支援金対象法人に対し、報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第１２条　町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、移住支援金交付決定取消通知書兼返還命令書（別記様式第９号）により、移住支援金の交付決定を取り消し、当該各号に定める額の返還を求めるものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、北海道及び町長が認めた場合は、この限りではない。

⑴　虚偽の申請等をした場合　全額

⑵　移住支援金の申請日から３年未満に白糠町から転出した場合　全額

⑶　移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合全額

⑷　第３条第３号に規定する交付決定を取り消された場合　全額

⑸　移住支援金の申請日から３年以上５年以内に白糠町から転出した場合　全額

　（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、町が北海道と協議して定める。

 附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。